



SMART EVIDENCE



スマート エビデンス

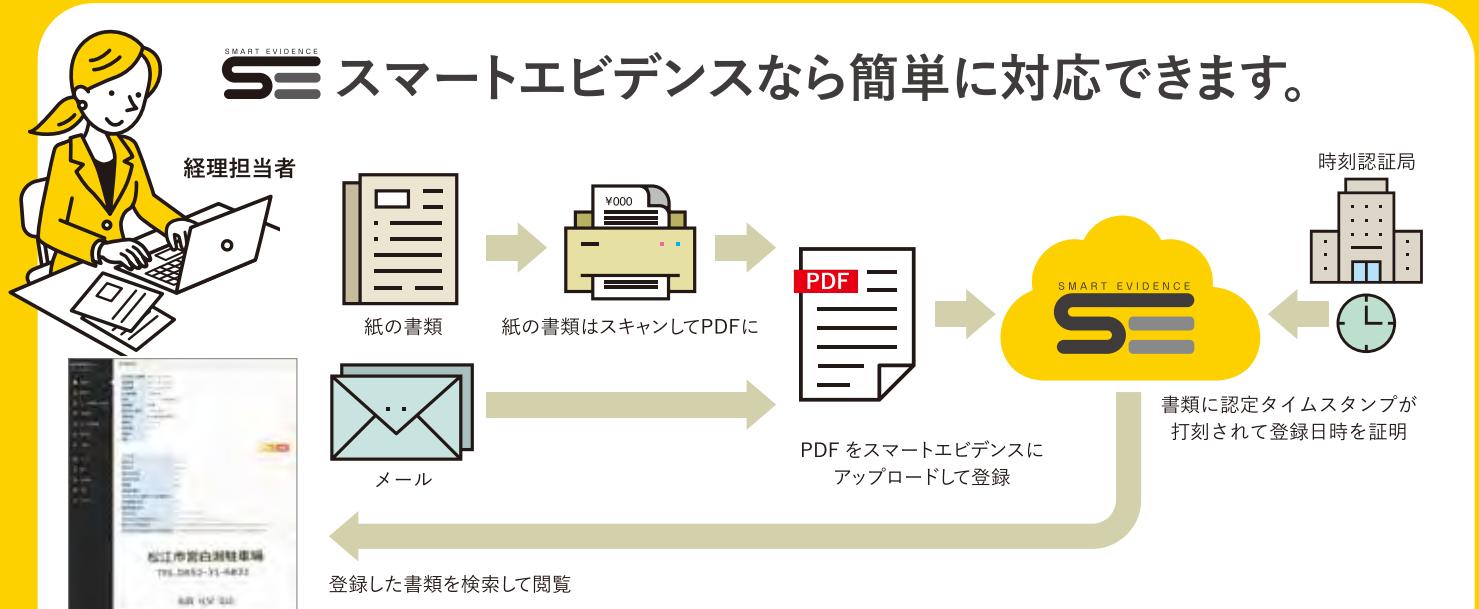
電子証憑保管システム



法改正に向けた
ペーパーレス対応は
お済みですか?

2024年1月1日から電子取引データ※は印刷して
保管することができなくなります。

※メール添付やウェブサイトからダウンロードした請求書や領収書など



導入が簡単

スマートエビデンスはピーシーエッグ株式会社が独自開発した、クラウド型のシステムです。中小法人での使用を想定して設計され、IT化が進んでいない法人でも容易に導入が可能なシステムになっています。

紙書類保存が 不要に

電子取引データだけでなく、紙で受け取った書類もスキャンして本システムに保管することで、紙の書類を破棄することができます。

電子化による 業務の効率化

弊社では2022年1月からスマートエビデンスを運用して、会計書類や書類の電子化による業務の効率化を実現している実績があります。



スマートエビデンスについて

『スマートエビデンス』はピーシーエッグ株式会社が独自開発した、電子帳簿保存法が規定する保存要件を満たしながら、スキャナ保存や電子取引データの保存を行うためのシステムです。

2024年1月からの電子取引データの保存義務化に対応するだけでなく、紙の書類を電子化することで豊富な検索機能や付箋・コメント機能なども活用し、業務の効率化が実現します。

メリット①

アップロードすれば
自動でデータ化

メリット②

紙の書類保存が
不要に

メリット③

簡単に導入が
可能

アップロードするだけで検索要件に必要な情報を自動でデータ化

AI光学文字認識や学習機能などで入力の手間を削減します。カード利用明細やネットバンク総合振込のように、1枚の紙に複数の取引が記載されている書類にも対応。



紙の書類保存が不要になるので、保存スペースの確保や保管コスト削減に

アップロードされた全ての書類に、総務大臣の認定タイムスタンプが付与されます。スキャナ保存の要件を満たすので、紙の原本は破棄できます。



IT化が進んでいない中小法人でも容易に導入が可能

中小法人での使用を想定して当社が独自に設計・開発。会計システムや販売管理システムとは独立して動作するため、現状の業務の流れのまま導入が可能です。



紙書類の電子化を行うことで

紙書類の保管コストや書類を探して取り出す時間を大幅に削減することができます。

「スマートエビデンス」は当社が自身で使うために開発しました。

「スマートエビデンス」は元々、開発元であるピーシーエッグ株式会社が自社の事務を効率化するために開発したシステムでした。ピーシーエッグではシステム開発者が経理を兼務しており、事務に時間を割くことが難しい状況でした。かねてよりペーパーレス化による業務効率化は進めていたものの、法律上の制約のせいで、請求書や領収書などは紙で処理せざるを得ない状態が続いていました。それが2022年の法律改正による規制緩和で、ようやく当社でも電子化が可能な状態となりました。当初は他社製品を買ってきて済ませるつもりでしたが、ご丁寧にも会計システムと連動していたり、もっと

規模の大きな企業が利用者として想定されていて、中小企業が使うにはちょっと扱いづらい設計になっていたりと、どうにもいい製品がありません。そこで自分が使うために自分で開発した、それがスマートエビデンスです。

当社では2022年1月からスマートエビデンスを運用し、紙書類を全て破棄して大幅に業務の効率化を実現しているという実績があります。





電子帳簿保存法の改正について

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上やテレワークを推進するため、2022年1月に電子帳簿保存法が改正されました。

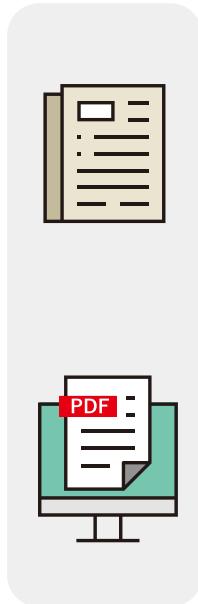
この改正により、会計帳簿、領収書や請求書などを電子的に保存しやすいように、規制が大きく緩和されました。

電子帳簿保存法では書類を電子的に保存するためのルールを規定しています。

3つの区分毎に要件が異なるので、それぞれのルールに従って保存しなくてはなりません。

電子帳簿保存法上における区分

取引先



区分1 電子帳簿等 保存

会計ソフトに入力している仕
訳帳、総勘定元帳、振替伝票
など

広く使われている市販会計ソフトは
既に電子保存に対応していますが、
従来どおり帳簿を印刷して紙で保存
することも認められています。



区分2 スキャナ保存

紙で受領・作成した請求書や
領収書など

スキャナで読み取った電子データを
要件を満たして保存すれば、紙の書
類を廃棄することができます。従来
どおり受け取った書類を紙のままで
保存することも認められています。



区分3 電子取引 データ

メール添付やPDFファイルの
ダウンロードなどでやりとりし
た請求書や領収書など

2024年1月からは、保存要件を満た
した電子データとして保存する必要
があります。紙に印刷して保存する
ことは、原則として認められなくなり
ます。



電子帳簿保存法改正のポイント

要件緩和

- 電子保存にあたっての税務署の事前承認が廃止
- 書類の授受から電子保存までの期間が延長
- 書類への自署が不要に
- 相互牽制や定期検査などの適正事務処理要件が廃止

罰則強化

- 電子取引データの印刷保存が禁止に
- 不正が認められた場合は重加算税が10%上乗せ

2024年からの電子取引データの保存要件

1. タイムスタンプを打刻するか、訂正・削除の履歴を残すこと
または訂正・削除を防止する社内ルールを作ること
2. 日付、得意先、金額で検索できるようにすること
ただし年間売上が5,000万円以下なら検索機能は不要

税務署長が認める相当の理由があり、データ
のダウンロードおよび印刷に即座に応じられ
るのであれば、上記の要件はいざれも不要。



全体的に規制が緩和され、中小法人でも現実的に導入が可能な制度になりました。

画面イメージ

○入力画面

日付や金額などはAIが自動的に取得します。



○一覧画面

書類は取引先や日付、金額等で検索でき、一覧で表示することができます。



①検索

○詳細表示画面

各書類毎に詳細情報が保存されます。



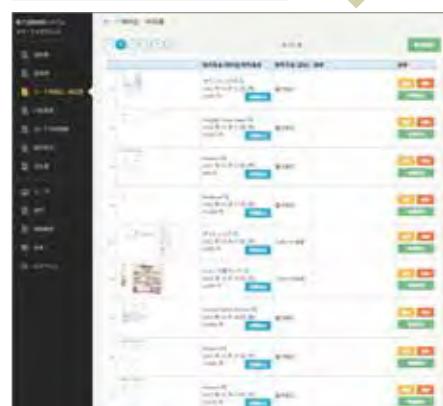
松江市営白潟駐車場
TEL.0852-31-6831

令和 4又 五正

③詳細表示

○要件エラー画面

解像度や色数など、保存要件を満たさない書類には警告が表示されます。



②一覧表示



紹介動画



QRコードを読み込むと、YouTube動画で動作を確認できます。



用語解説

認定タイムスタンプ[®]

電子データがある時点において確かに存在しており、その時点からデータが改ざんされていないことを証明する情報がタイムスタンプです。

スマートエビデンスでは総務大臣が認定したタイムスタンプを書類に付与することにより、書類の真実性を第三者が証明するという仕組みを採用しています。

タイムスタンプはPDFファイルに埋め込まれ、Adobe Acrobat Readerを使うことで、書類が改ざんされていないことを検証したり、タイムスタンプが付与された日時を確認することができます。

検索要件

- (1)取引年月日、取引金額、取引先で検索できる
- (2)日付または金額の範囲指定で検索できる
- (3)2つ以上の任意の検索項目を組み合わせて検索できる

開発

ピーシーエッグ株式会社

〒690-0816 島根県松江市北陵町52-2
TEL. 0852-60-5187 FAX. 0852-60-5189
mail: info@pc-egg.com

販売